明石市人権施策推進方針改定素案への意見募集結果について

2022(令和4)年 10 月 6 日から 2022(令和4)年 11 月 7 日まで実施した意見募集の結果について、以下のとおりお知らせします。

1 募集結果

13 名の方から 15 件のご意見をいただきました。

2 意見の概要及び市の考え方

いただいたご意見に対する市の考え方は以下のとおりです。

※ご意見は、趣旨を損なわないよう要約しています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	明石市で取り組まれている外国人への	ご意見のとおり、明石市でも今後留学生や労
	支援はいろんな世代の人たちが利用し	働者などの市内在住外国人の増加が予想さ
	ていて外国人の人たちにとってはとても	れます。外国人に対する差別や偏見が解消さ
	良い活動だと思いました。外国人と私た	れ、お互いの文化を理解し合い、対等な関係
	ち地域の人がつながることができます。	で同じ住民としてともに暮らすことができる
	これからますます人口増加(外国人含	多文化共生社会実現のための教育・啓発の
	め)が予想される明石市でより住みやす	推進に取り組んでいきます。
	いまちづくりが行えるよう、それぞれの人	
	権課題への理解と協力をしてもらえるよ	
	うな活動を続けて下さい。	
2	①子どもたちに対する人権教育において	①ご意見のとおり、人権尊重を土台とする、
	は、学校や家庭の影響は非常に大きいと	一人ひとりに応じた質の高い教育の推進や
	思われる。教員向けに学習の機会を作っ	子どもの状況に応じた適切な支援を充実さ
	たとしても、きちんと子どもたちが理解し	せるためには、教職員の時間的余裕を生み
	ているのか考える余裕はあるのだろう	出すための働き方改革へのご理解とご協力
	か。教員の業務内容を見直しや、子ども	をお願いしたいと思います。その上で、子ども
	のもめごと対応のスキルアップに注力す	たちと向き合う時間を増やすことで、さらに充
	る必要があると感じる。	実した教育活動の深化へとつながっていくも
	②親になるときや、就学前などに、必ず	のであると考えています。
	受講しないといけない講演などを設定し	
	て、人権問題について学んでもらえる機	②明石市では、「こどもを核としたまちづくり」
	会を設けてはどうかと思う。	を進めています。引き続き、子育て環境の整
		備や教育、相談事業の充実に取り組んでまい
		ります。

- 3 ①「第3章 あらゆる場における人権教育、啓発の推進」については、簡略化されていて、わかりやすくなっていたと思います。
 - ②「第4章 人権課題への取組」8 多様な人権の中で、コロナ差別について、もう少し詳しく取り上げても良いと思いましたが、日々状況が変わる状態なので、その状況に合わせて対応していくのがよいかもと思いました。
- ①人権感覚あふれる共生社会の実現のためには、市民一人ひとりが、お互いに共感して人格と個性を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら主体的に活動することが求められます。そのためには、あらゆる場における人権教育・啓発の推進が重要と考えています。
- ②ご意見の通り、新型コロナウイルス感染症の患者等に対する差別や偏見の解消に対し、本市では2021年に条例を策定しましたが、2022年に改正するなど状況に応じて対応しているところです。一方で、他の感染症においても差別や偏見の問題は発生しており、これらの解消への取組も同じように重要と考え第4章8多様な人権課題の中で「(5)HIV感染者やハンセン病患者、新型コロナウイルスなど感染者等の人権」という項目で記載いたしました。
- 4 ①人権感覚あふれる共生社会の実現の ためには小さい頃からの教育が必要で すが、実際にはヤングケアラーの課題な ど一番情報を伝えなければいけない学 校での啓発が不充分な状況です。
 - ②高齢化して地域活動が衰退していく中、認知症の方とその家族を地域で支えていく取組や外国にルーツを持つ子どもたちを支援することをNPOで行っている例がありますが、一方行政として支援する具体的な方策(多文化共生センターの設置等)があれば良いと感じました。
- ①ご意見のとおり、人権感覚の基礎を培う幼 少期での人権教育は大変重要です。これか らも、学校・幼稚園・保育施設等における人権 教育・啓発の推進に取り組んでいきます。
- ②ご意見のとおり、社会状況の変化により、 地域・家庭といった生活領域における支え合いの基盤が弱まっています。人権感覚あふれる共生社会をめざして、SDGs の理念である「パートナーシップ」の考え方を基軸とした多様な主体の自主的な活動の企画・運営の支援、ボランティアの育成などに積極的に取り組みます。

5 ①P5 「差別の原因は、差別される側に もある」と3割強の回答がありますが、そ う回答した人の中には「自分も差別(いじ められる・陰口を言われる等)されても仕 方がない」もしくは「経験があるからそう 思う」のではないか?と思いました。「自 分に自信がない」と言うことからそう回答 したのかもしれません。

②P13 近くには厚生館がありませんが様々な活動をされているので、興味をもちました。しかし、活動情報が入ってこないので参加可能かわかりやすくしてほしい。

①「差別」は、合理的な理由なく分け隔てをすることですので、理不尽な差別は決してあってはなりません。例えば、「ささいな行き違いからいじめが始まった。」という事案の際に、「いじめられる方にも問題がある」と言われることがあります。しかし、些細な行き違いの解決と「いじめ」は全く別です。些細な行き違いを適切に解決することが大切であって、「いじめ」は解決に結びつきません。どんな理由があっても「差別はおかしい」とみんなが認識することが大切です。差別のない、お互いに尊重し合える共生社会をめざして、今後も啓発活動の推進に取り組んでいきます。

②厚生館は、地域における人権教育・啓発の活動拠点として、また地域住民の交流の場として活用を推進してまいりました。さらに広く市民の皆様に活用していただけるよう広報に努めてまいります。

6-1 ①P23(3)⑤ 意思疎通支援と情報アクセシビリティの充実 については障害のある方だけでなくみんなが情報・サービスを円滑に使用できるように、自分にあった方法を選択し支援や情報を受け取れるように、伝達方法で情報提供が始まっていることに触れていると良いな、と思った。

②ヤングケアラーについても、子どものページだけでなくP30 にもケアラー支援として触れていると良いと思った。

①「あかしインクルーシブ条例」を制定し、すべての人にやさしいまちづくりをめざす明石市にとって、意思疎通支援と情報アクセシビリティの充実は重要な施策の一つです。詳細につきましては、推進方針と連携しています「明石市第5次障害者計画」(市HPに掲載)などをご覧ください。

②介護(ケア)疲れなどが原因で引き起こされる事件は年々増加傾向にあり、明石市でも重要な人権課題ととらえています。ケアラーのケア対象は、高齢者や障害者・子どもなど広範囲にわたります。本方針では、それぞれの権利擁護に関しましては、第4章の個別の人権課題の中に記載させていただいております。また、個別の人権課題に対する具体的な事業に関しては、推進方針と連携しております個別計画(P3)などに基づいて実施していきます。

- 6-2 ③「読みやすいと思う」「図表がわかりや すいと思った」と感想を持ちました。
 - 7 コロナ禍によって、子ども会やPTAの活動が縮少し、研修会もなかなかできません。「三つ子の魂百まで」ということわざもあるように、小さい頃に学んだ考え方や思いは後々の人生に大きく影響すると思います。子どもたちがもっと人権について「知る」「学ぶ」機会が増えると良いのに…と思います。
- ③これからも、読みやすくわかりやすい人権 啓発資料の作成に努めてまいります。

ご意見のとおり、人権感覚の基礎を培う幼少期での人権教育は大変重要です。引き続き、 学校・幼稚園・保育施設等における人権教育・啓発の推進に取り組んでいきます。

- 8 ①多様化する人権課題について、全体的に見やすく書かれている。
 - ②P4 改正ポイントでどこが変わったの かわかりやすい。
 - ③P11 体系図人権課題からの推進体制が分かりやすい。
 - ④P14 人権課題への取組各課題のポイント、現状が見やすくわかりやすく書かれている。
- ①④第 4 章では、それぞれの人権課題が抱える課題のポイントを明確化するとともに、それぞれの人権課題に対する方針と連携する個別計画の取組についてまとめています。
- ②改定のポイントを枠で囲み箇条書きにすることで 4 つの改定のポイントを強調して示しています。
- ③基本目標、基本施策、推進体制の関係性 が視覚的にとらえやすいようにと考え体系図 を作成しました。
- 9 ①すべての人の人権が尊重され、人権感 覚あふれる共生社会であり誰もが人権尊 重を自然に行動を示す事の出来る人権文 化が息づく地域にするための課題が、・社 会情勢の変化による多様化、複雑化への 対応・「ひとごと」から「わがごと」への意識 啓発・関係機関、団体とのネットワークの強 化等であることをふまえ、自治会研修会で の啓発をおこなってほしい。
 - ②少子高齢化、核家族化、地域コミュニティの希薄化が進み、家庭や地域の子育て力、教育力が低下し、やさしさ、おもいやり、自尊感情など こどもたちの豊かな人間性が育ちにくくなっている事への驚き。子どもの生きる力を育てることを基本に人権尊重の視点に立った保育・学校教育を進めている現状。啓発を進めてほしい。
- ①人権感覚あふれる共生社会の実現のためには、地域住民や地域の事業者・活動団体などの多様な主体が中心となって人権文化が息づく地域づくりに向けて、世代や分野を超えてつながる事が大切です。地域の主要な団体である自治会への研修会については今後も積極的に推進していきたいと考えています。
- ②社会情勢の急激な変化の中で、教育を取り巻く環境も大きく変化しています。明石市では、こうした新たな教育課題にも的確に対応していくため、「第3期 あかし教育プラン」を策定し、人権尊重の視点に立った子どもたち一人ひとりに対応したきめ細かな保育・教育を推進していきます。

- 10 ①子育て世代の身としては、やはり学校 内での取り組み、特に先生方の対処方 法が気になっているところでしたので、そ のあたりを丁寧に、且つ迅速に、できると ころから進めていただきたいと思いま す。
 - ②問題を抱えている本人への対応もですが、その子を心配する、気にかけている周りの子どもたちに対する対応も大切です。その子たちのほうが、現状や本人の気持ちの揺れを知っていたりします。よろしくお願いいたします。詳しいことを教えられないにしても、一緒に取り組んでくれる仲間として対応してもらうことはできないでしょうか。
- ①子どもたちが豊かな人間性と人権感覚を 育むことができるよう、人権尊重に配慮した 保育・教育をさらに充実していきます。
- ②児童生徒の健全な「人権感覚」の育成のためには、教育する側(教職員)の人権感覚が重要です。ご指摘の点については、事案によっては配慮が必要な場合もありますが、子ども同士がお互いの良さを認め合い支え合える共生の心の育成につながる教職員の人権感覚向上に取り組んでいきます。

- 11 ①(P7.9)「家族構造の多様化と家族の 支え合いの機能の低下」という文言に違 和感があります。「と」と並列されると、家 族の支え合いの機能の低下の原因は、 家族構造の多様化(単身世帯・核家族 化)という組織構成ではないと感じます。 「機能」は人間の能力ということになり、 人間力の低下によって家族の支え合い が出来ないと言われているように感じま した。「家族構造の多様化による家族の 支え合い機能の低下」での方がよいので は。
 - ②(P1)「正義」を使用することが適切なのか悩みます。私自身は、正義とは法の名のもとで悪を罰するイメージがあります。《差別は人それぞれの正義を貫くがために起こる、だから正義を正す。》という意図は理解できるのですが、正義という言葉に対する違和感があります。
 - ③(全体)用語解説は欲しいです。

- ①頂いたご意見を基に、「社会の変化や家族 構造の多様化による家族の支え合い機能の 低下」に修正いたします。
- ②P1 では、国連サミットで採択された 17 の「SDGs(持続可能な開発目標)」について記載しています。採択された(めざすべき世界像)の文面の中に「人権の尊厳」と「正義」の言葉があり、国連の決意の強さを伝える言葉として引用いたしました。
- ③主な用語に関しては、文中で補足説明させていただいておりますが、詳細な事業の説明や用語につきましては、個別の計画などでご確認をお願いします。

12 ①新しい人権問題が色々な場面でニュ ースになってきており、人権問題が"わが ごと"となってきていると感じます。 その中で、子どもの人権問題、"ひきこも り問題""ヤングケアラー""など学校授業 などでの学びに取り入れていくべきだと 思います。先生の負荷の軽減も考え、市 などの多様な人権啓発機関を活用して、

なっていければと思います。

人権を子どもたちに、より身近なものに

②人権問題の根本問題である、同和問 題やアイヌ問題が、色薄く感じました。大 切な問題も、伝えていければと考えま す。

①大きく社会が変容する中で、新たな人権課 題にも対応し人権尊重の視点にたった、保 育・学校教育の充実が求められています。市 の関連部署などとも連携して人権教育。啓発 活動を推進していきます。

②どの人権課題についても差別や偏見に苦 しむ人たちがおられることから啓発の大切さ はかわらないと認識しています。その上で、 第4章の1女性~7外国人の7つの重点課題 については、法務省の人権擁護関係機関の 重点項目を基に明石市の現状やこれまでの 施策を勘案して記載を決定しています。これ からも様々な人権課題の解決に向けて幅広 く人権教育・啓発に取り組んでいきます。

最近、旧統一教会の問題が明らかになっ 13 ています。その中でも、宗教 2 世の問題 は深刻です。子どもたちは親を選べませ ん。そして、その家庭が異常な状態であ ることに子ども自身、気が付かないし、逃 れる術がありません。子どもの権利につ いては、もう何年も前から問題にはなっ ていますが表面化していなかったことで あると思います。だからこそ、早に、宗教 に関しても含めて、そこにいる子どもをし っかりと見つめて、助け出されるような仕 組みを繰り込んだ「明石市人権推進方 針」にしていただきたいと思います。

旧統一教会の問題に関連する事案につい ては、現在国において議論が行われておりま す。また、宗教法人の所轄庁は、都道府県と 文部科学省(文化庁)となっており、何らかの 法整備等が制定された際は、国及び県の指 示に従い市としても適宜対応してまいりま す。なお、子どもの権利擁護に関しましては、 明石市人権施策推進方針等に沿って人権教 育・啓発活動を推進していくとともに、子ども たち一人ひとりの状況に応じた適切な支援の 充実に取り組んでまいります。

14 素案はとてもよくできていると思います。 しかし、日本人には信念というか軸に、「人に迷惑をかけない」という思想がある と思います。私はこの考え方を見直す必 要があるのではないかと考えています。 少し周りと違うと迷惑がられ、排除され がちです。人の手を借りないと生きられ ない人の人権を侵害したり、差別したり、 また、この国の政治は、自己責任を強く 要求しているので、個人が決める権利を 侵害していることが多々あります。個々 人の権利についてもしっかりと織り込ん でいただきたいと思います。

ご指摘のように、介護や障害などに起因する 家庭内の人権課題では、外部への相談をた めらう方もいらっしゃいます。推進方針では、 「誰一人取り残さない、人権感覚あふれる共 生社会の実現をめざして」を基本目標とし、 全ての市民の基本的人権が尊重され、地域 で安心していきいきと暮らせるよう人権教 育・啓発活動を推進してまいります。なお、 個々の人権課題の権利擁護に関しましては、 明石市人権施策推進方針の第4章において 人権課題ごとに方針や今後の取組について 記載しております。また、個別の人権課題に 対する具体的な事業に関しては、推進方針と 連携しております個別計画(P3)などに基づ いて実施していきますので、詳細は個別計画 をご覧ください。

15

P. 29 東日本大震災に起因する偏見 や差別の問題について正しく理解できる よう・・・云々の箇所です。正しく理解でき ないことが偏見や差別を生むのでしょう か?その正しさは誰が判断するのでしょ うか?放射能の問題は、あの黒い雨裁 判のように司法が認めた、まぁるい円の 中での人のみ放射能影響を受けたとし てきた国の対応をそれは誤り…と認めた もの。人権を守る、自らを守るための選 択をこちらが正しく、こちらが誤りといい う単純なものではないと思います。当時 の国からの情報がいきわたらなかったこ とが大きいといわれていますが・・・そこ も、これから長い時間をかけて、明らか になっていくでしょう。人権を守るため に、誰もが情報をうける知る権利が保障 され、そしてその中で最終的に自己がど の選択をしようとも互いに認め合うこと、 じゃないかと思います。だから、正しく理 解できるように、という箇所はけずってほ しいです。被災者のそれぞれの判断、選 択を、「人権」として考えるとき、お上のい うことだから、と従えばそれで安心と思う 人もいれば、いや、最終は自分の選択を 優先したいと思う人もいます。各地でお きるかもしれない災害に、国が強制避難 と自主避難を区別したとしても、自治体 は、人権をベースに保護や支援を提供で きるような地域に、なにより明石市がそう あってほしいと思います。

ご指摘の箇所は、「原子力発電所事故に伴 う風評に基づく偏見、差別について被災地の 現状や放射能に関する情報について、正しく 理解できるよう啓発・教育に努めます。」と記 載させていただいた箇所になります。例えば、 科学的な見地による正確な放射能被害の情 報がない中では、農作物への風評被害をなく すことはできませんし、消費者が安全な食品 を選んで購入することもできません。正しい 知識と理解が差別や偏見をなくすことにつな がっていくと考える根拠がここにあります。一 方でご意見のとおり、過去に国などの行政の 判断が後に司法によって違法とされた例もあ ります。近年増えている過去に例のない災害 への対応については、現行法に則った対応だ けでは不十分とのご指摘もその通りです。し かしながら、行政の役割は、国民の皆様の信 託を受けた立法府によって制定された法律に 従って、国民の皆様の生命、財産、自由など の諸権利を守る取組を実行していくことで す。個人の自由はとても大切な権利ですが、 憲法には「公共の福祉に反しない限り」との一 文が入っており、現行法で対応できないよう な災害であっても公共の福祉を守るために行 政として、できうる限りの正しい情報や正しい 指示・要請を出すことで皆さんを守る取組を 進めなければなりません。その際、個人の自 由よりも公共の福祉を優先することもありえ ますことをご理解いただきたいと思います。

なお、近年は、例えば自然災害の対応に際 して想定以上の備えを準備するなど想定外 の災害に備える動きも広がっています。また、 明石市においては、多様な当事者からご意見 を伺って、避難所の見直しを進めるなどすべ ての人にやさしいまちづくりを推進していま す。ご理解・ご協力をお願いいたします。